

## 第2回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年6月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年6月14日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年6月14日 午前11時01分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
20 番	藏原博敏		

### 欠席議員

19 番 井手明廣

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
農業委員会事務局長	園田達也	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第44号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第49号 平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第41号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第43号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第44号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第46号 平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第47号 平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第48号 平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第51号 平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 請願第1号 熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第40号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ② 議案第42号 阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正について
- ③ 議案第44号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第45号 平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第50号 平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 発委第1号 熊本地震被災者の住宅再建支援を求める意見書

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は 19 名であります。19 番、井手副議長につきましては、公務出張のため欠席の届けを受けております。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、宮川副市长は公務出張のため出席できないことを申し添えておきます。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきまして、今期一般質問の通告者は 11 人予定されております。従いまして、一般質問を 6 月 15 日と 6 月 16 日、2 日間とし、15 日は 6 番目まで、16 日は残りの 5 人を行うことに決定いたしました。

議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

### 日程第 1 各常任委員長報告

#### 1 総務常任委員長

① 議案第 44 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

② 議案第 49 号 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 44 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」他 1 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。どうもお疲れさまです。

総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 2 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 2 件であり

ます。6月6日午前10時から委員会を開催し、審査を行いましたので、その審議の経過と結果について、主なものにつき、ご報告いたします。

最初に、議案第44号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」審査を行いました。

まず、「波野支所」の予算について審議をしました。

支所長より「今回の補正は、波野支所庁舎建設に伴う設計業務等の予算計上によるものです。庁舎は、竣工から53年が経過しており、以前から老朽化が目立っておりましたが、昨年の熊本地震を受け、被災状況を確認しましたところ、構造耐力上、主要となる柱や二階の床等にクラックが入っているような状況でした。これにつきましては、宮崎県から派遣された一級建築士の方に、応急危険度判定を実施していただき、「要注意」との判定結果が報告されております。

今回、「波野支所整備費」の中の「庁舎設計業務委託料」として822万5,000円、また、「地質調査業務委託料」として349万2,000円、合計1,171万7,000円を計上しております。財源の内訳につきましては1,110万円が合併特例債、61万7,000円が一般財源となります。次年度からの工事を計画、その財源も合併特例債を予定しております。」との説明がありました。

委員より「庁舎設計業務と地質調査業務の委託について、いつからどのような工程で実施されるのか。」との質疑があり、支所長より「今回、議決いただきましたならば、すぐにでも入札等の準備を進めたいと考えております。また、庁舎設計と地質調査については、並行して実施する予定であり、11月末頃までには設計を終え、来年度の予算編成に間に合うような形で進めたいと考えております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「庁舎の場所について、現在のところでも特に問題はないと考えるが、移転する理由を具体的に。」との質疑があり、支所長より「今回、庁舎建設を計画しております波野保健センター敷地内には、診療所、デイサービスが併設されており、また、向かい側には郵便局、隣には公民館、体育館、JA阿蘇波野支所と、主要な公共的機関も集中している場所です。現庁舎におきましては、そこから200~300m離れておりますので、そちらを利用するとなると、どうしても車での移動になってしまいます。今後、ますます高齢化が進むことを考えますと、一度、そこに車を駐車すれば徒歩で近隣施設を利用でき、利便性も高くなることから、このような計画に至りました。建設していく上では、庁舎と保健センターの間に屋根付きの通路を造るなど、市民の方がより利用しやすい構造となるよう進めていきます。」との答弁がありました。

また別の委員より「庁舎移転後の跡地はどのように考えているか。」との質疑があり、支所長より、「現庁舎におきましては、非常に老朽化が進んでおり、その周辺にあります元診療所や、元医師住宅等も同様な状況となっておりますので、今後の利活用というのは難しい状況です。そのままにしておきますと防犯や景観上、あまり好ましくないこともあり、すべて解体する予定です。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審議をしました。

総務課長から補足説明があり、委員より「人件費について、費目によっては大きく減額されているが、その要因は。」との質疑があり、課長より「主に4月の人事異動による職員の配

置替えに伴うものです。退職や新規採用に伴い12月の当初予算編成時には、仮の人事配置で予算計上を行っており、4月の人事異動を受けて人員が確定したことから、今回調整を行っております。また、共済費の中で、退職手当の負担金率が改正されたことも、減額となった要因のひとつです。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第49号「平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第49号「平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました議案第49号「平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第41号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第43号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第44号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第46号 平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第47号 平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第48号 平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第51号 平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 請願第1号 熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書

○議長（藏原博敏君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 41 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」ほか 7 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） それでは、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

今期、第 2 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件、請願 1 件であります。6 月 7 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果について、主なものにつき、ご報告いたします。

最初に、議案第 41 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」であります。

市民課長から補足説明があり、審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 43 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、委員より「制度が緩和されたのか。」との質疑に対し、福祉課長から「支給認定では、1 号、2 号、3 号認定とあり、認定こども園や保育園の利用資格を『支給認定証』として発行しますが、その認定証の利用頻度は少なく、その割には発行や変更手続きなどが非常に煩雑化しているため、国が改正するものであります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 44 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長の補足説明の後、審議を行いました。特に質疑、意見はなく、終了しました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「障害者計画等策定委員が今回立ち上げられるが、何名の委員で構成し、一般からの委員選出もあるのか。」との質疑に対し、福祉課長から「今回、約 15 名で予算計上をしており、文教厚生常任委員長が委員長となり、民生・児童委員協議会連合会、身体障害者福祉協会、障害者施設相談支援事業所の専門員や障害者の家族会、身体障害者、知的障害者の相談員等の方々で構成を考えています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より「廃棄物減量等推進協議会では、どういった点をどのような減量に向けて協議するのか。」との質疑に対し、市民課長から「阿蘇市廃棄物減量等推進協議会要綱に基づき事務を進め、主な内容としては、ごみの分別収集の実施方法に関する事、ごみの減量化及び再生利用の推進方策に関する事、散在性ごみ対策及び不法投棄の防止に関する事、そのほか住民啓発に関する事、必要な事項などです。これまでの経過、経緯としては、レジ袋の削減等では、協議を重ねて取り組んできております。」との答弁がありました。

また、別の委員から「分別や削減などは、住民の方々に啓発を行い、わかってもらうこと

が一番であると思う。」との意見に対し、市民課長から「委員の大多数が区長に入っているという状況です。合併時点で旧町村毎の回収方法などに違いがあり、それぞれの行政区でのごみステーションの困りごと相談などに対応し、解決方法等のご意見をいただきながら、適正な分別収集、ごみの減量に取り組んでいます。まだまだ啓発不足のところもあり、今回、広報でも周知をしたところですが、今後、区長さんたちのご意見をいただくとともに、より適正なごみの収集に取り組んでいきたいと思っております。」との答弁がありました。

次に、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「業務改善加速事業分については、先生たちの負担を軽減するものであると思われるが、どのような負担軽減をやろうとしているのか。」また、「事業は単年であるのか。」との質疑に対し、教育長から「小中学校で少し違いはありますが、先生方の現状は、部活動等の終了後に教材研究をしたり、個人情報を持ち出せないで学校での事務を行うため遅くまで留まることが日常化している面もあります。まず、先生方の意識改革を進めるために毎月第1月曜日は、定時退庁推進とし、勤務終了後は、全員帰るようにしました。この業務改善加速化事業は文科省が全国20地域を選定する中、申請した阿蘇市が認定されました。1つ目はICTのシステム等を利用したパソコンでの成績処理、通知表、年末に行う指導要領などの一元化。2つ目は電子黒板等を習熟させ、全教諭で教材研究を早くできるようにする。事務の簡素化では、学級費を一元化した取り組み、スクールソーシャルワーカーによる不登校生徒への対応のお手伝いなど、負担軽減の指導を教育委員会が行う事業です。何もなければ早く帰る取り組みを、まず阿蘇市から発信していきたいと思っております。また、事業は3年間の計画であります。1年目にあまり実績が出なければ終わるようなので、1年目で実績を上げる必要があるため頑張っていきたいと思っております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇市は全国に先駆けて、先生たちの勤務状態を改善している点になるようにやっていただきたい。」との意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第46号「平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審議を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号「平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審議を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第48号「平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審議を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第51号「平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

す。

委員より「説明の中で、患者の利便性の向上と職員の労働環境整備のために必要な工事を行う、及び患者サービスを目的とした機器整備や老朽化に伴う医療機器の購入とあったが、具体的に決めているのか。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「工事費については、検査室ではいろいろな検査機器の設置により、想定以上の発熱があり、室温がかなり高くなります。職員の労働環境、衛生上も良くないため、空調工事を予定し、また、少額なものでは、サインの増設や掲示ボードにより院内の周知を図り、患者様に見やすく、わかりやすくするための改修を予定しております。医療機器購入については、老朽化に伴う電動ベッドの更新、薬剤師及び看護師の安全確保のために、院内用の注射カートの導入を予定しております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「収益が伸びるに当たり、平成 28 年度に比べて、平成 29 年度の診療科目は増えているのか。」との質疑に対し、事務局長から「標榜している科目は従来どおりで、常勤医師には増減はなく、非常勤医師に来ていただき、主なもので小児科と神経内科などの特殊外来を始めています。また、患者様の声が出ている耳鼻咽喉科など、先生の調整と機材の用意ができれば、今年度中に開設ができるのではと思っております。口腔外科については、本年 4 月から相談窓口を開設しております。予算もかかるものではありませんが、準備が整えば開設に向け予定をしているところです。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第 1 号「熊本地震被害者の住宅再建に関する請願」についてであります。

福祉課長から「被災者生活再建支援制度は、災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しく被害を受けた世帯に対して、支援金を支給されるものであります。」などの説明がありました。

委員より「お年寄りの世帯では家の修理費用がなかなか回せないのが現状である。また、支援措置がない一部損壊世帯に対する制度についても見直していく必要があると思う。」との意見がありました。

審議を経て、挙手による採決を行った結果、本請願は「採択」すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 44 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 44 号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第 41 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号「熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書」採決をいたします。この請願に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 40 号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 42 号 阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正について
- ③ 議案第 44 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 45 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 50 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 40 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ほか 4 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） これより、経済建設常任委員会委員長報告を行います。

今期、第 2 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件であります。6 月 8 日午前 10 時から委員会を開催いたしましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきましてご報告いたします。

最初に、議案第 40 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

経済部長から「本案は、農業協同組合法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公選制が廃止され、農地利用最適化推進委員制度が導入されたため、必要とされる委員報酬を改正するものであります。」との説明があり、委員より「法律改正の目的は。」との質疑があり、部長から「担い手への農地利用集積や耕作放棄地の解消に向けて改正されたものです。」との答弁があり、また、別の委員より「この報酬額を決めた根拠は。」との質疑があり、部長から「県内自治体の状況を調査し、県平均となる額で決定したものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「今回の委員選出については、新しい制度が導入されたこともあり苦労されたと思われるが、次回に備え、事務をスムーズに進める為のルールづくりを。」との意見があり、また、別の委員から「多くの女性や若手委員が選出されるような検討を。」等の意

見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 42 号「阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正について」であります。

まちづくり課長から「本施設の条例には、使用料についての減免条項が明記されていませんので、今回、必要とされる条文を加えるものです。」との説明があり、委員より「本条例には、管理委託に関する条項が明記されていないが問題はないのか。」との質疑があり、課長から「関係課とで協議した結果、条例内に禁止事項として委託をしてはならない等を明記していないのであれば、法的に問題無いという見解であります。また、今回の条例改正は、物産施設等の施設内の使用料減免という内容になりますので、指定管理者制度に伴います納付金、それとは全く別の条例改正になります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て討論を行いました。

委員より「今回、使用料減免の条項のみを対象とした議案ではあるが、本条例は内容に納得いかない箇所が多くあり、関連はあるものとして見過ごせないことから本改正案には反対します。」との反対討論がありました。よって、挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により、議案第 42 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 44 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇地域農林業振興連携事業負担金について、地方創生交付金が充てられているが、単年度、若しくは継続事業として実施するのか。」との質疑があり、農政課長から「昨年度から開始した事業で、平成 30 年度までの 3 年間の事業になります。」との答弁がありました。また、委員より「今後とも地方創生交付金を有効に活用した事業を進めてください。」との意見がありました。

また、別の委員より「農地復旧について、現在、畦にできている高低差について安全なのか。」との質疑があり、課長補佐から「基本、原形復旧で進めています。設計で農地間を送水するため、必要とされる高低差を勘案していますが、現場確認も含め施工業者に確認します。」との答弁がありました。

また、委員より「農家の自立復旧支援事業補助金の内容は。」との質疑があり、農政課長から「本事業は、昨年 12 月、県が公共施設等の復旧支援ということで、明確にされた事業であり、国庫補助に該当しない小規模な農地の災害復旧を支援する為に整備されたものです。」との答弁がありました。

また、委員より「今年度、作付けができなかった農家に対して、市の支援は。」との質疑があり、経済部長から「引き続き土地改良区と協議を進め、同時に県への支援を求めるなど行い、今後とも農家負担軽減に努めます。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より「今後、新しい農業委員会制度の下、農地の有効利用と農業経営の向上を図る為、積極的な取り組みを進めてください。」との意見がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「今後、はな阿蘇美は指定管理で進めるのか。」との質疑があり、まちづくり課長から「本年度は直営となりましたが、来年度以降は、指定管理という形で進めます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「NHKのど自慢実行委員会について説明を。」との質疑があり、地域振興係長から「NHKと阿蘇市の共催ということで開催いたしますので、現段階では、両者の関係者で組織した委員会の設置を予定しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「夢の湯の経営状況は。」との質疑があり、地域振興係長から「平成27年度の歳入が約2,750万円、歳出で4,260万円、昨年度は、歳入が2,390万円、歳出で4,230万円の収支となっております。来館者数では、平成27年度比で15.5%の減となっております。」との答弁がありました。

また、委員より「入浴料の値上げも踏まえ、年間パス券の導入を検討し、入館者の負担軽減を。」との意見があり、また、別の委員より「施設への誘導看板が少ないと思われる。新たに看板を設置され少しでも経営回復に向けた努力を図っていただきたい。」との意見がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇サイクリングツーリズム学校の内容を。」との質疑があり、観光課長から「阿蘇市内各所のサイクリングでの活動の場を、学校で言う校庭や教室に見立て、今後は、阿蘇ならではのコースづくり等を進めてまいります。」との答弁があり、また、委員より「本事業は他団体との連携を考えているのか。」との質疑があり、課長から「本議会の予算議決を経て、計画の内容や関係団体との連携を進める予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「然の認定については、リタイアされている方もおられ、選定は慎重に進めてください。」との意見がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「道路新設改良工事について、市道市立病院線の進捗状況は。」との質疑があり、建設課長から「計画地にあります物件の移転先もほぼ決定しましたので、年度内完了を予定しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「災害復旧の過年災分についての内容を。」との質疑があり、課長から「道路も含めた補助事業にかからない60万円以下の事業箇所を集約したものです。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「坊中南団地の水洗化について、下水の配管と浄化槽を設置するタイミングは。」との質疑があり、住環境課長から「下水道事業の社会資本整備総合交付金との調整を踏まえ、同時施工を進める予定です。」との答弁があり、また、委員より「住宅内の水洗化は戸建て住宅にも対応できないか。」という質疑があり、課長から「戸建て住宅に関しましては、老朽化がかなり進んでいます。空き次第、更地にし、集約化を進めますので水洗化を予定していません。」との答弁がありました。

また、別の委員より「宅地復旧補助金の状況は。」との質疑があり、都市・環境係長から「相談数は100件程度受けており、実際に申請があったのが20件、うち交付決定しておりますのが17件で約3,500万円程度になります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第45号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

住環境課長より補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第50号「平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

委員より「的石区の現在仮設してある水道管の本復旧状況は。」との質疑があり、課長補佐から「4月に入札、5月契約を行い、現在、一部着工しており、他工事との連絡調整を進め、年内には完了する予定です。仮設管リース費用軽減のため1日も早い工事完成に努めます。」との答弁がありました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会と致しまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

**○議長（藏原博敏君）** 以上で、経済建設常任委員長の報告は終了しました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藏原博敏君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第44号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

**○4番（谷崎利浩君）** 4番、谷崎です。

議案第42号、阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この条例に関しまして、委員会でも申しましたが、不備が多くあります。その中で、この部分だけ改正するのは反対ということで反対しますが、委員長報告の中で条例内に禁止事項として委託をしてならないと明記してないのであれば法的に問題ないという見解がありますと書いてありますが、そもそも条例というのは議会を通して、初めて制定するもので、条例にうたわれないならば議員も認識しないわけでありまして、議会も通ってないこととなります。その中で、禁止事項で書いてなければ何をやってもいいということになれば、議会は要らないということになりますので、この条例は非常に、具体的に言えば自治法の第244条の2に公の施設に関する事項は条例で定めなければならないと書いてあります。その中で、管理委託に関する条項が書いてありませんので、非常に条例に不備があります。そういった内容も含めている条例でありますので、料金等だけを引き合いに出した改正に対しては反対いたします。特に減免については、阿蘇市はな阿蘇美条例施行規則に減免と書いてありますか

ら、特段必要ないと考えます。

以上で、私の答弁を終わります。

○議長（藏原博敏君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに討論がないようですので、討論を終了します。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 44 号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第 40 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号「阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正について」採決をいたします。先ほど反対討論がありましたので、この議案第 42 号は起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 44 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算についてを除く案件について討論、採決が終了しました。

これより、議案第 44 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 補正予算に反対の立場で討論します。

この予算の中に、はな阿蘇美に関する委託料の600万円があります。先ほども申しましたが、この内容は自治法の第244条の2に規定してありますはな阿蘇美条例施設管理について書いてある法律であります、その法律に書いてある条例制定がきちんとされておりません。その中で予算を出すということになると、自治法違反ということになりますので、私は違反の疑いがありますので、これについては反対といたします。条例や契約、法令を遵守しない、あるいは甘く見ていたことから、今回、はな阿蘇美の運用の問題とか、いこいの村の問題が生じております。自治法や条例違反の疑いがある予算を議会で認めるべきでないという結論に私自身至りましたので、ここで反対を述べます。速やかに条例を改正して、予算を再提出することを要望いたしまして、反対討論といたします。

○議長（藏原博敏君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第44号は起立により採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第44号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をしたいと思います。11時5分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今、文教厚生常任委員長より発委第1号が提出されました。この際、これを日程に追加しまして議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、追加で付議されました事件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

**追加日程第1 発委第1号 熊本地震被災者の住宅再建支援を求める意見書**

○議長（藏原博敏君） 追加日程第1、発委第1号「熊本地震被災者の住宅再建支援を求める意見書」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔朗読省略〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、続きまして提出者より提案理由の説明を求めます。  
古澤國義君。

○15番（古澤國義君） それでは、発委第1号、提出者の提案理由の説明を行います。

提案理由といたしましては、熊本地震による被災者支援のため、被災者生活支援制度や関係法令などを整理し、さらなる支援を講じていただく必要があるため、意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨に賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論が内容ですので、討論を終了します。

これより、発委第1号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時10分 散会